

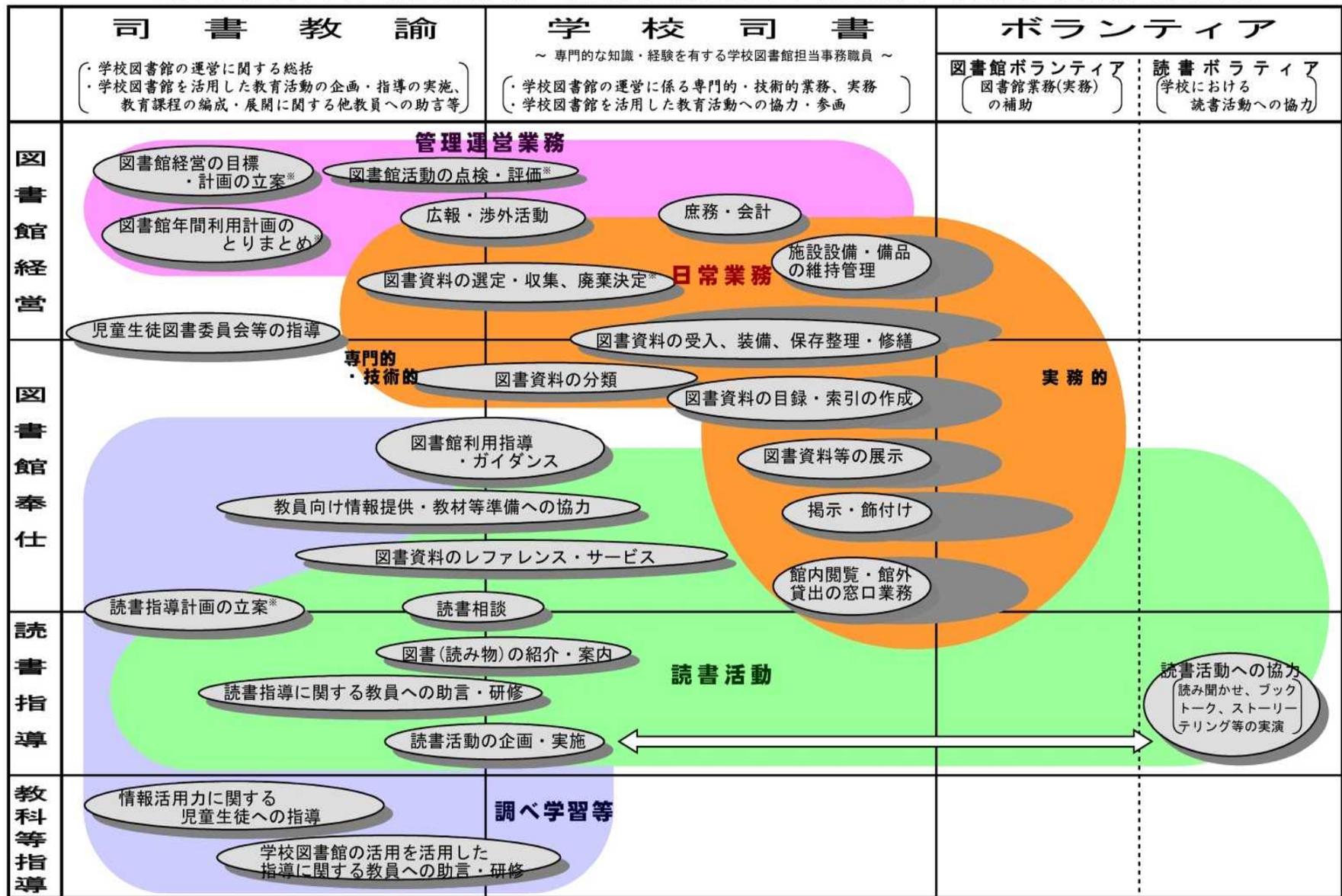
学校図書館担当職員(いわゆる 学校司書)に関する基礎資料

学校図書館に置かれる人材について(比較表)

	司書教諭	学校図書館担当職員 (いわゆる「学校司書」)
設置根拠	<p>学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。《学校図書館法第5条第1項》</p> <p>※ 11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。</p>	<p>※ 制度上の設置根拠なし</p>
業務内容	<p>学校図書館の専門的職務を掌る。《学校図書館法第5条第1項》</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校図書館を活用した教育活動の企画・指導 ○教育課程の編成・展開に関し他教員へ助言等 	<p>※ 制度上の業務の定めなし。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○図書館利用ガイダンスや学校図書館を活用した教育活動への協力・参画 ○貸出・返却等の日常業務 <p style="text-align: right;">等</p>
位置づけ	<p>教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項前段》</p>	<p>※法的な位置付けなし。</p>
資格	<p>司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。《学校図書館法第5条第2項》</p>	<p>※ 制度上の資格の定めなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求める等の資格要件を定めて募集している例がある。

学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例 [改訂]

～ 学校図書館は、管理職によるマネジメントの下、司書教諭、学校司書等の専門スタッフが中心となり、
 (場合により、ボランティアの協力も得ながら、) 各教職員の適切な役割分担により運営され、すべての教員がこれを活用して指導を行う。～

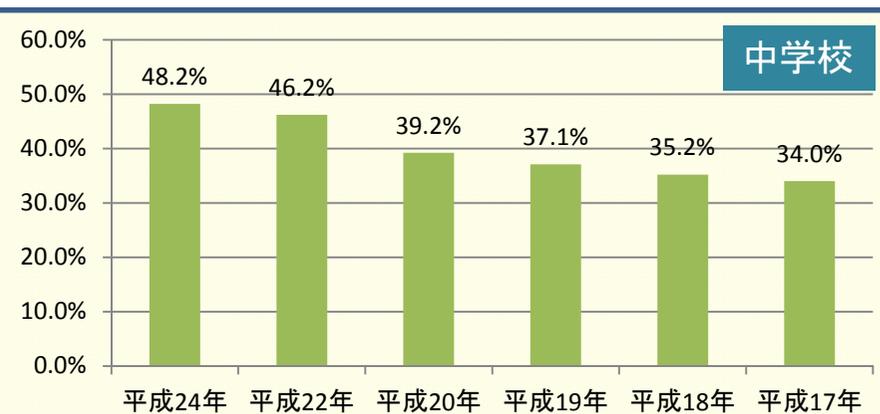
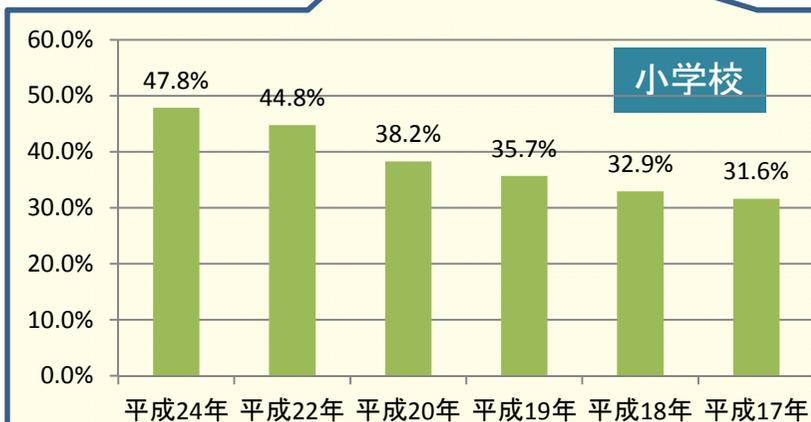


※ 計画の立案・とりまとめや、点検・評価、図書資料の選定等については、学校図書館の専門スタッフが中心となり、学校全体の協力を得て(各教職員の意見等を踏まえて)実施。

「これからの学校図書館の活用の在り方について」(報告)(平成21年3月 子どもの読書サポーターズ会議)

学校図書館担当職員の配置状況

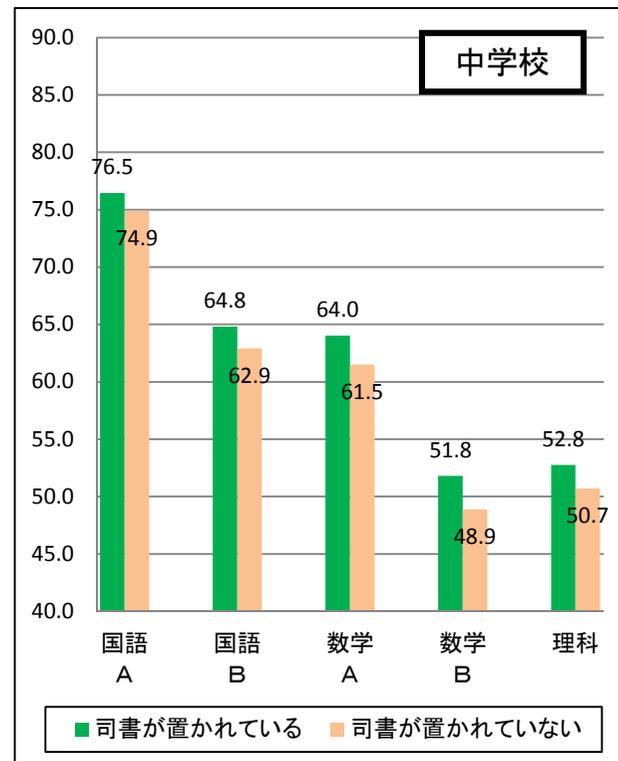
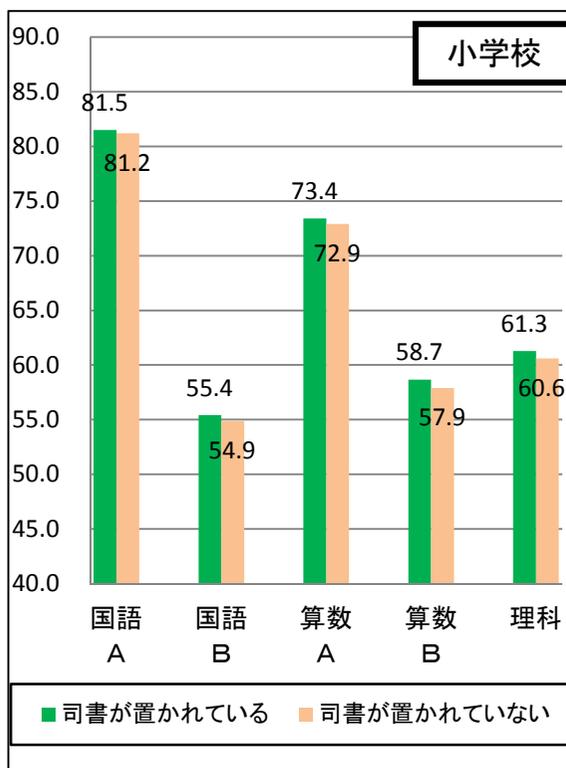
	学校図書館担当職員を配置している学校の割合	常勤職員数 (うち有資格者)	全職員に占める 常勤職員の割合	非常勤職員数 (うち有資格者)	全職員に占める 非常勤職員の割合
小学校	47.8%	1760人 (1316人,74.8%)	16.8%	8728人 (5100人,58.4%)	83.2%
中学校	48.2%	1368人 (996人,72.8%)	24.8%	4154人 (2494人,60.0%)	75.2%
高等学校	67.7%	3148人 (2452人,77.9%)	77.1%	937人 (521人,55.6%)	22.9%
合計	50.7%	6279人 (4764人,75.9%)	31.2%	13819人 (8115人,58.7%)	68.8%



学力調査の結果から見た学力と学校図書館担当職員の配置

文部科学省の全国学力・学習状況調査(平成24年度)の結果においては、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」等)を置いている学校の方が正答率が高い傾向が見られました。

教員以外の職員で学校図書館に関する業務を担当する職員(いわゆる「学校司書」など)が置かれていますか



関係施策等

【地方財政措置】

平成24年度より、学校図書館担当職員の配置のため、新たに地方財政措置が講じられている。

<財政規模> 約150億円

(内訳) 1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置

学校図書館法(昭和28年法律第185号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第3条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 3. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 4. 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 5. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
2. 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
3. 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。